

家庭的保育事業所の概況

令和5年4月1日現在

事業所名	家庭的保育事業 三宅久美				施設長名	三宅 久美	
所在地	〒800-0223 北九州市小倉南区上曾根1-4-1						
電話番号	093-472-7683		FAX番号	093-472-7683		認可年月	平成27年4月
設置主体	三宅 久美			運営主体 (設置主体と異なる場合)			
建物構造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造・ 木造 ・その他()						1階建(1階部分)
建物延床面積	25.9㎡		屋外遊戯場面積(敷地内)			62.41㎡	

利用定員	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	合計
2号定員							
3号定員	1	2	2				5
開所時間	7:30 ~ 17:50			保育短時間の 受入時間帯		9:00 ~ 17:00	
保育の提供を行わない日	日曜日・祝日・年末年始(12月29~1月3日)						

職員数	2人	内訳：施設長(家庭的保育者)(1人) 家庭的保育者(人) 家庭的保育補助者(1人) 調理員(人) その他(人)
-----	----	--

施設の目的
運営の方針
保育の方針

【施設の目的及び運営の方針】
児童福祉法及び保育所保育指針に基づき、子どもにとっての最善の利益を考慮しながら、保育を必要とする生後57日目からの乳児幼児の健全な育成を事業の目的とします。
また、保育の提供にあたっては、家庭的な温かい雰囲気と養護のいきとどいた環境を用意し、保護者と密に連携しながら子どもたちの健やかな成長と発達を目指します。

【保育の方針】
落ち着いた温もりのある雰囲気の中で、一人一人を受け止めながら、健康で明るく過ごせる環境にします。
(めざす子ども像)
★生きるたくましさを持った子ども
★のびのびと遊び、感性が豊かな子ども
★自分を大切に、他の人も大切にする子ども
★基本的な生活習慣が身についた子ども

1日の過ごし方

北九州市が作成した献立に基づき給食を作っています。

＜0歳児＞
月齢に合わせて、離乳食やミルクを作ります。

＜1・2歳児＞
栄養バランスのとれた給食を提供します。

7時30分に保育園が開きます。

17時50分に保育園が閉まります。

7:30 11:00 12:30 14:30 17:50

開園 順遊 遊び 登園 幼児食・離乳食・授乳 午睡 おやつ・授乳 遊び 順次 降園 閉園

子どもと一人一人の成長発達や興味関心に合わせて、様々な遊びをしています。
絵本の読み聞かせ
わらべ歌遊び
リズム遊び(全身運動)
手指の活動
戸外遊び
小動物や草花、野菜の観察



事業所名	家庭的保育事業 三宅久美
------	--------------

年間行事予定	4月	お花見散歩	10月	おいもほり
	5月	夏野菜の育て始め	11月	焼き芋会 運動&生活のミニミニ発表会※
	6月	保育参加・給食試食会※	12月	クリスマス会
	7月	七夕祭り プール開き 人形劇の観劇(連携保育)	1月	個人面談※
	8月	夏祭り	2月	豆まき
	9月	冬野菜の育て始め	3月	ひな祭り 春探し遠足 お別れ会 卒園式※・修了式
※保護者参加行事	・4月と10月に嘱託医による定期健康診断があります。 ・毎月、避難訓練や身体測定を行います。 ・連携保育所の北九州市立貫保育所と交流保育をしています。 ・お子さんの誕生日に、お誕生日会をしています。 ・野菜作りと収穫・クッキングも楽しんでいます。 ・感染症の発生状況によっては、行事を延期や中止することがあります。			
各種保育事業の実施状況	●地域活動事業 ・地域の未就園児とその保護者を対象に、“一緒にあそぼう”を開催しています。遊びの提供や保育体験、園児との交流を行っています。 ・曾根市民センターの文化祭に作品を出品して、地域の方々に見ていただいています。 ●年長者交流 ・地域の年長者に野菜の植え方を教わったり、保育園に遊びに来ていただき交流を行っています。			
利用の開始及び終了に関する事項	●北九州市が行う利用調整により、利用者を決定します。なお、利用調整においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高い子どもから利用先が決定されます。 ●利用を終了する場合は、必ず「支給認定終了届出書(兼 保育所等退所届出書)」を提出してください。			
実費に係る利用者負担金	・日本スポーツ振興センター災害共済掛金 万一の怪我等に備えて共済掛金に加入するもの (年額250円) ・給食試食会の食費 給食の試食費一食分(200円)			
その他特記事項	【緊急時における対応方法】 ・保育中の事故防止のために、お子さんの心身の状態等を踏まえつつ安全点検に努め、職員の共通理解及び体制作りを行っています。 ・保育中に入所児童に怪我や容体の変化等が生じた時は、直ちに保護者に連絡をしたり、嘱託医又は入所児童の主治医に連絡したり、救急車を要請する等、必要な措置を講じます。 ・万が一、事故が起きた場合には、発生状況・対応・処置・受診結果・改善策等を詳細に記録し、これらの記録を基に、安全対策について再検討し、以後の事故防止に努めます。 【非常災害対策】 ・災害の発生に備え、危険箇所の点検や毎月1回以上の避難訓練を実施しています。 ・避難経路や避難場所等を職員と保護者に周知しています。 ・外部からの不審者の侵入防止のための措置や訓練など、不測の事態に備えて必要な対応をしています。 【虐待の防止のための措置に関する事項】 ・入所児童の人権の擁護及び虐待の防止のため、虐待の早期発見および通報を行うと共に、関係機関との連携を図ります。また、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じます。			